入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているで、２件の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

なお、申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する休日）を除く、午前９時から午後５時（電子入札の場合）。または、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間）とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後４時までとする。

平成25年８月７日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　小池　　剛

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　①国道45号磯の沢地区トンネル工事（以下「①工事」という。）②国道49号上荒川地区トンネル工事（以下「②工事」という。）①工事、②工事共に電子入札対象案件

⑶　工事場所　①工事　宮城県本吉郡南三陸町志津川字新井田地内　②工事　福島県いわき市平上荒川～いわき市内郷御厩町地内

⑷　工事内容　①工事　延長Ｌ＝304m（103m＋201m）、幅員W＝12.0m、内空断面積87.5㎡、掘削Ｌ＝304m、支保工Ｌ＝304m、覆工Ｌ＝304m　②工事　延長Ｌ＝637m（270m＋367m）、幅員W＝10.5m、内空断面積68.5㎡、掘削Ｌ＝637m、支保工Ｌ＝637m、覆工Ｌ＝637m

⑸　工期　①工事　契約締結日の翌日から平成26年12月12日まで　②工事　契約締結日の翌日から平成26年11月28日まで

⑹　使用する主要な資機材　①工事　コンクリート約8,700㎥、Ｈ形鋼材約380ｔ、ロックボルト約180ｔ　②工事　コンクリート約13,100㎥、Ｈ形鋼材約570ｔ、ロックボルト約180ｔ

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

②　本工事は、新たな積算方式を用いて積算を行う「施工パッケージ型積算方式」の試行工事である。

③　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。

④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑥　本工事は、トンネルの長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、覆工コンクリートの一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、覆工コンクリートの耐久性の向上を図るものである。

⑦　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。

⑧　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成10年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記の要件を全て満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員の何れか１社が下記の要件を全て満たす施工実績を有すること。

⑻　内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上かつ同一トンネルで掘削及び覆工の施工実績を有すること。

⑼　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、⑻から⑼は同一トンネルで施工した実績であること。

また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記⑼「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

なお、本公告において申請できる技術者は１名とする（２名以上申請した場合は欠格とする。）。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を全て満たすＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

㋐　内空断面積（覆工後の内空面積）が65㎡以上かつ同一トンネルで掘削及び覆工の施工経験を有すること。